

令和7年度 那須烏山市立南那須中学校

いじめ防止基本方針

令和7年4月

目次

- 1 いじめ防止基本方針全体構想
- 2 いじめ対応マニュアル
- 3 いじめ防止プログラム（関連行事等）
- 4 重大事態への対処
- 5 いじめ防止に関する資料等



那須烏山市立南那須中学校いじめ防止基本方針全体構想

【学校教育目標】
 しなやかでたくましい心と体を持ち、未来に飛躍する自立した生徒の育成
 ・主体的に学び続ける生徒〈知〉・しなやかな心を持つ生徒〈徳〉・ねばり強い体力のある生徒〈体〉

「いじめ防止対策推進法」
 「いじめの防止等のための基本的な方針」
 「栃木県いじめ防止基本方針」
 「那須烏山市いじめ防止基本方針」

【本校のいじめ防止に対する基本的な考え方】
いじめを絶対に「しない」、「させない」、「許さない」学校をつくります。
 ☆未然防止・早期発見・早期解決 ☆組織的・計画的ないじめのない学校づくり推進

【地域・PTAとの連携】
 PTA役員
 学年PTA
 PTA校外指導委員会
 学校運営協議会委員
 スクールサポーター
 民生委員 等

【いじめ防止連絡協議会】 [定期開催]
 [目的] 「いじめ防止基本方針」をはじめとした、いじめ問題への取組が計画的に進んでいるかどうかの調査・評価等を行い、学校の取組がより実効的に行うための改善・見直しを図る。
 [委員] 校長・教頭・教務主任・学年主任・学級担任・生徒指導主事・養護教諭(教育相談係)・特別支援教育コーディネーター・人権教育主任・学習指導主任・道徳教育推進教師・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー・学校運営協議会委員・PTA代表・生徒代表等
【いじめ対策委員会】 [随時開催]
 [目的] 学校におけるいじめの未然防止・早期発見・対処等、組織的な対応を行うため中核となる組織とし、いじめの把握、調査、指導方針の決定、対応等を行う。
 [委員] 校長・教頭・教務主任・生徒指導主事・学年主任・当該学級担任・特別支援教育コーディネーター・養護教諭(教育相談係)・スクールカウンセラー等

【関係機関との連携】
 那須烏山市教育委員会
 那須烏山市こども課
 那須烏山警察署
 県北児童相談所
 塩谷南那須教育事務所 等

【いじめの未然防止】
 「いじめ」は、どの学校でもどのクラスでも起こり得るという認識のもと、好ましい人間関係を築き、豊かな心の育成に取り組めます。
 また、家庭・地域との連携を深め、いじめの問題を自分たちの問題と捉えられる、生徒の自己指導能力を育成します。
1 教職員の取組
 ○ 学力向上のための教育活動の充実 ○ 特別支援教育の推進 ○ 生徒指導の充実 ○ 特別活動の充実
 ○ 学校保健の充実 ○ 地域とともにある学校づくりの推進 ○ 安全・安心な学校づくりの推進
 ○ 社会性と情動の学びの充実 ○ 援助希求力向上に向けた取組 ◇ インターネットによるいじめの未然防止の推進
2 生徒の取組
 ○ お互いのよさを認め合い、尊重し合う集団づくり(人間関係づくり)に努める。
 ○ 生徒会において「いじめゼロ運動」を行う。
 ○ まなびPCの適切な使用を心掛けるとともに、『携帯・スマホの約束』を守る。
3 保護者の取組
 ○ 日頃から生徒との会話を心掛け、観察をし、変化等が見られた場合には、速やかに担任に報告・連絡・相談を行い、連携を深める。学年PTA等において、いじめ問題についての情報交換を行う。
 ○ 生徒に『携帯・スマホの約束』を守らせ、ネットいじめをさせない指導への協力と実践。
 ○ 生徒の規範意識を養うための指導等を適切に行う。

【いじめの早期発見】
 いじめを早期発見することが、早期解決につながるという認識のもと、生徒へのアンケート、教育相談、職員間での情報交換・情報共有及び保護者との連携・協力等による情報収集等を実践します。
1 教職員の取組
 ○ 毎朝の健康観察や日常生活の観察により、生徒のわずかな変化を見逃さないよう努める。
 ○ 「いじめに関するアンケート」の定期的な実施と、教育相談週間の実施により、いじめの実態把握に努める。
 ○ 毎週金曜日に生徒指導・いじめに係る職員打ち合わせを行い、問題の早期発見に努める。
 ○ 様々な形態の教育相談を実施することにより早期発見に努める。
 ○ 保護者が相談しやすい環境づくりに努める。
2 生徒の取組
 ○ 「いじめ」を受けている、「いじめ」を見たなどの情報を素早く教職員や保護者、関係機関に連絡する。
3 保護者の取組
 ○ 家庭において生徒が保護者に相談しやすい雰囲気をつくる。変化が見られた場合は、速やかに担任に報告・連絡・相談を行い、連携を深める。

【いじめの早期解決】
 早期解決のために最善の方法を考え、いじめられた生徒や保護者の立場に立った対応を行います。
1 教職員の取組
 ○ 事実関係を正確に把握し、指導の報告性や役割分担を全職員で共通理解し、指導に当たる。
 ○ いじめられている生徒からの事実確認、心のケアや弾力的措置等、いじめから守り通すための対応を行う。
 ○ いじめた生徒からも事実確認し、事実が確認されたら組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する。
2 児童の取組
 ○ 「いじめは許さない」、「一人で悩まない」という雰囲気づくりに努める。
 ○ 誰かに相談する勇気をもつように努める。
3 保護者の取組
 ○ いじめられた生徒の保護者は、学校と協力して情報を共有し、一日も早い解決に向けて努力する。
 ○ いじめた生徒の保護者は、いじめをやめさせるとともに再発防止に努める。



いじめ未然防止

1 早期発見のための手立て

いじめを早期発見するためには、アンケートや個人面談の実施など早期発見のための機会を設けることのほか、家庭地域との連携が大切である。加えて、児童生徒が気軽に相談できる環境をつくることが重要であることから、日頃から児童生徒をよく観察するとともに、積極的に関わりをもつことで信頼関係を構築することを心がける。

2 個人面談の実施（随時）

学級担任及び授業担当者等による日常の生徒の様子を観察（表情や態度、服装、言葉遣い、人間関係等）を常時行い、些細な変化を見逃さない。学級担任や教育相談係を中心に、随時個人面談を実施する。

3 定期教育相談アンケートの実施

（1）アンケート用紙回収後の対応

- ① 学級担任が各クラスのアンケートを回収し、内容を確認後、学年主任に報告。アンケートの回答は、生徒指導主事に提出。
- ② いじめに関する記述がある場合は、学級担任が面談を行う。（「いじめ対応の基本的な流れ」による）
- ③ 面談後に学年主任に報告をし、学年主任は生徒指導主事に報告する。
- ④ 教育相談係は全校生徒分のアンケートの回答を集約し、内容確認、生徒指導主事、校長・教頭に報告。アンケートの回答は金庫保管。
- ⑤ アンケート用紙に記述があった生徒への対応を生徒指導主事・教育相談係が確認し、校長・教頭へ報告。対応と内容をまとめ、アンケートの回答と一緒に保管する。

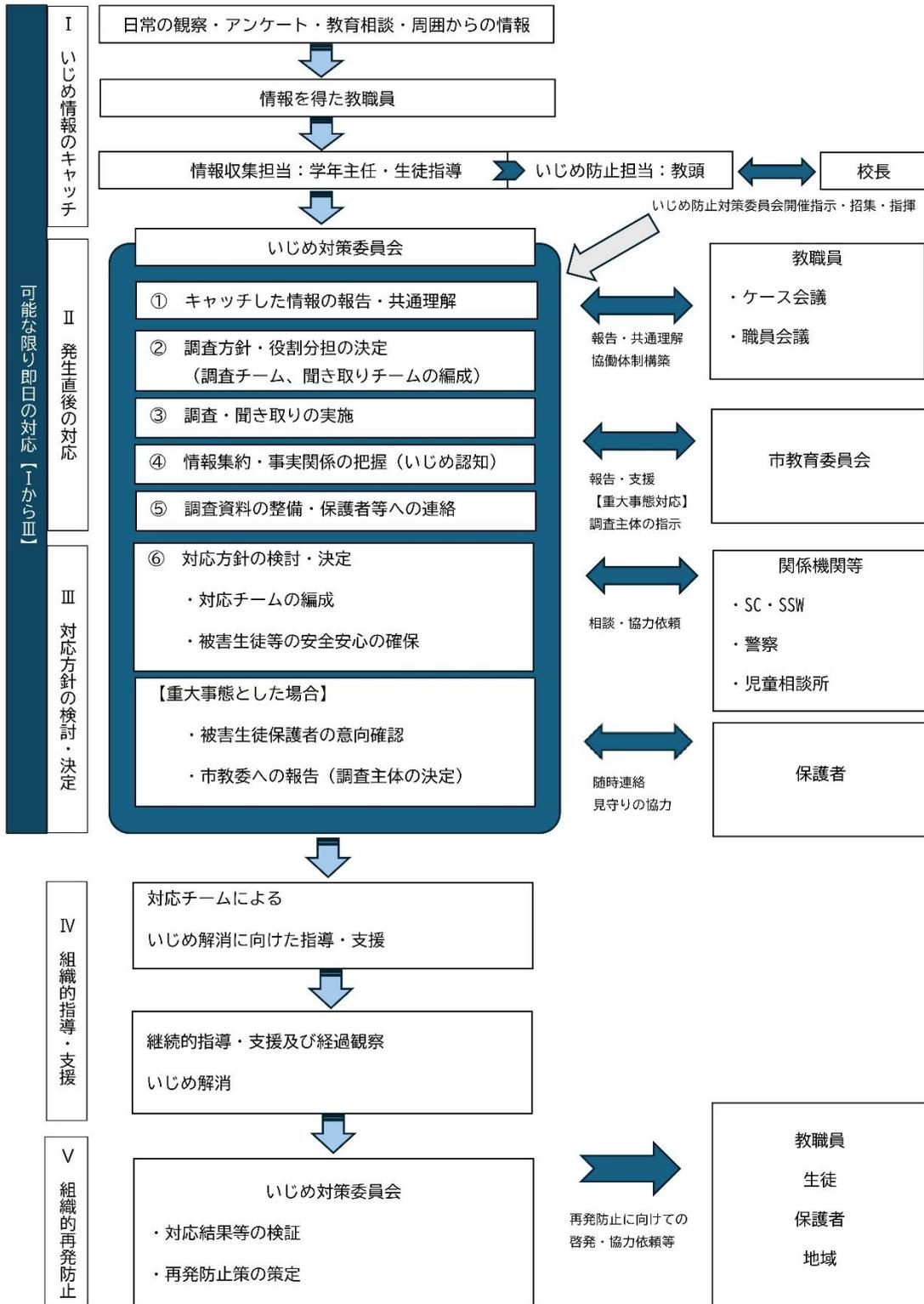
（2）アンケート調査の保存期間

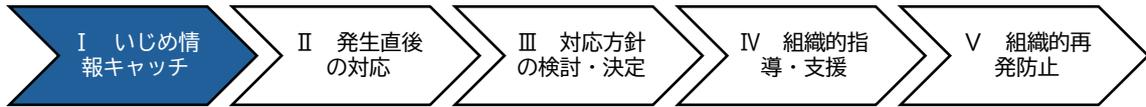
いじめ調査により把握した情報の記録は、設置者の文書管理規則等に基づき、適切に保存する。

- ① 定期的ないじめのアンケート等については、いじめがないという回答であっても回答した生徒が卒業するまで保存する。
- ② 生徒や保護者から、長期間が経過した後、いじめの重大事態の申立てがなされることもあり得ることを踏まえ、回答から6年間保存



いじめ対応の基本的な流れ





I いじめ情報のキャッチ

- (1) いじめに関する本人からの訴え及び周囲からの通報、教職員の目撃等で、いじめ情報をキャッチした場合は、いじめの内容について聞き取り等を行い、情報を記録する。

【確認内容】

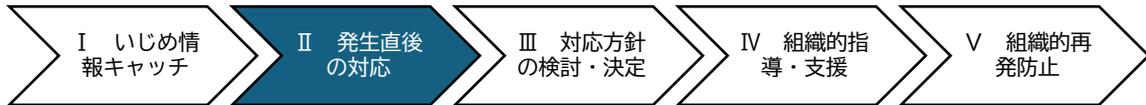
- いじめの内容（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 本人の場合は、心身の状況等確認（ケガやあざ、現在の気持ち）
 - ・苦痛に感じていることは何か。
 - ・具体的にどんな行為をやめてほしいのか。
 - ・今後いじめる生徒とどのような関係でいたいのか。
 - ・学校生活の中で配慮してほしいことは何か。等
- この情報を知っている人（観衆・傍観者、保護者等）

◆留意事項

- ① 周囲に気づかれず、落ち着いて話ができるように場所や時間について配慮する。廊下や教室等、周囲の者に見られる可能性のある場所は避ける。
 - ② 訴え又は通報してくれた思いや勇気について、しっかりと受け止めて対応する。
 - ③ 情報提供者を全力で守ることを伝え、安全を確保する。
 - ④ 聞き取り記録を残す。（聞き取り日時、聞き取りした者、通報者等、聞き取り内容）
 - ⑤ 本人である場合は、その日のうちに保護者連絡することを原則とする。
- (2) 確認した内容を速やかに情報収集担当に連絡する。〔学年主任・生徒指導主事〕
- ※緊急を要する事案については、いじめ防止担当（教頭）へ。
- (3) 校長の指示により、いじめ防止担当（教頭）は、早急に「いじめ対策委員会」を招集し、いじめの調査、認知及びその後の事案対処について話し合いをもつ。

◆留意事項

- ・被害生徒及び通報者を守る観点から、緊急いじめアンケートを実施して、情報収集する方法も考えられる。この場合も、被害生徒及び通報者への説明を十分に行い、理解を得た上で実施する。



Ⅱ 発生直後の対応 「（調査のための）いじめ対応の組織」の開催【フロー図の①～⑤】

- (1) キャッチした情報を組織の中で共有し、共通理解を図る。
- (2) 関係者の絞り込みや聞き取りのポイント等を確認する。また、聞き取り班の編成や保護者連絡等、役割分担を決める。
- (3) 聞き取りのための体制を確認し、聞き取りを実施する。

聞き取りは、生徒一人一人を個別に行うことを原則し、可能な限り同日内に行う。聞き取りの順番は、被害生徒後に加害生徒を行う。特に、加害生徒が複数いる場合に十分な計画のもとに聞き取りを行う。

【確認する内容】

- 聞き取りする内容を確認（いつ、どこで、だれが、だれに、何を、どのように）
- 場所（周囲の者に気づかれずに聞き取りできる場所を確保する）
- 時間（緊急時以外は、昼休みや放課後を利用する）
- 担当者（生徒との関係性を考慮し複数体制）

◆留意事項

- ① 関係する生徒に配慮を要する場合は、事前に家庭連絡をする。
- ② 指導と聞き取りは切り分けて行う。事実確認を終える前の指導的な発言は、決めつけにつながり、信頼を損なう。
- ③ 加害生徒が複数いる場合は、相互の聞き取りについて突き合わせを行い、食い違う点や不明な点を確認する。確認を終えるまでは合流させない。
- (4) 聞き取りから事実確認を行い、いじめ認知については組織として決定する。
- (5) 関係者の保護者に対して、聞き取りにより確認できた事実経緯を家庭訪問又は電話等で説明する。（※家庭訪問は複数で対応する）
- (6) 議事録を残す。（開催日時、出席者、案件、決定事項等）
- (7) 教育委員会へいじめ事案発生（場合によっては「いじめの認知」）の一報を教頭または校長が入れる。



Ⅲ 対応方針の検討・決定「いじめ対策委員会」の開催【フロー図の⑥】

(1) いじめの解消に向けた指導・支援のための計画について協議する。

次のことについて、指導・支援の内容と担当者を決めていく。

- 重大事態にあたる事案であるかの検討
- 被害生徒及び保護者への対応（支援内容、担当者）
- 加害生徒及び保護者への対応（指導・支援内容、担当者）
- 周囲の生徒への対応（指導内容、担当者）
- 関係機関等への支援要請の検討（要請の内容、担当者）
- （小中学校）出席停止等の検討 報告書の作成・提出（担当者）

◆留意事項

- ① 被害生徒の安全・安心を最優先。必要に応じて、加害生徒の別室登校及び指導等も検討。
- ② 学校として謝罪の場を安易に設定しない。被害生徒、加害生徒及び保護者の状況を把握し、十分協議の上で行う。ただし、加害生徒の保護者の意思で謝罪を行う場合は、学校として妨げるものではない。

(2) 「臨時職員会議の開催」（全職員体制で早急対応がある場合、校長が開催する）

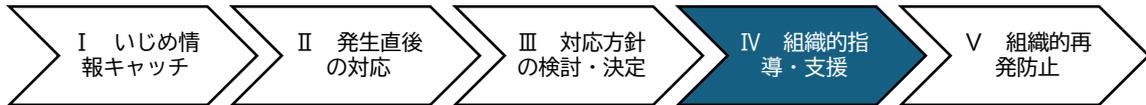
次の内容について伝達・確認する。

- 全教職員への周知と情報共有
- 今後の対応策と役割分担
- 注意事項

(3) 議事録を残す。（開催日時、出席者、案件、決定事項等）

いじめの事案対処は、最優先の業務

いじめ情報のキャッチから指導体制や指導方針を決定するまでは、即日 対応することを原則とする。また、被害生徒及び保護者は、不安な気持ちであることから、今後どのように対応していくかについて、その日のうちに電話または家庭訪問で伝えるなど、不安軽減に努める。



IV 組織的指導・支援

被害生徒及び加害生徒の指導・支援については、対応班を組織し、相互の担当で連携して対応していく。また、対応班は必要に応じていじめ対策委員会の開催を管理職に要望し、情報共有を行うとともに、指導方針等について指示を受ける。

(1) 被害生徒への支援

- 今後の対応について、本人の要望を十分考慮して支援していく。
※謝罪受け入れの意思、加害生徒との付き合い方、教室環境への配慮等
- 本人の不安（疎外感、孤立感等）の払拭に努め、教職員等が支えることを約束する。
- 定期的な面談の実施を確認
※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。
- 教育相談担当やスクールカウンセラー等による心のケア
- 状況に応じて、市教委すこやか推進担当や児童相談所との連携によるカウンセリング

◆留意事項

- ① 状況に応じて、被害生徒、情報提供者を徹底して守るため、登下校、休み時間、清掃時間、放課後等においても教職員の目の届く体制を整備する。
- ② 被害生徒、情報提供者が相談しやすい教職員を決め、その都度対応する。

(2) 被害生徒の保護者への対応

- 経緯の説明（事実のみを正確に伝える）。
※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。
※被害生徒が複数の場合は、学校で説明することを検討する。
- 今後の対応について、要望を聞き取る。
※定期的な電話連絡等を行う。

◆留意事項

- ① 不安や心配を抱かせたことに対し、学校として謝罪をする。
- ② 学校の対応方針をしっかりと伝え、理解を得た上で、今後の指導支援等の協力を依頼する。
- ③ 家庭訪問は複数の職員で対応する。※事案によっては、管理職も同行する。

(3) 加害生徒への指導・支援

再発防止に向けた指導・支援を心がける

- 自己の問題点に気づかせる指導を心がける。毅然とした指導とともに、できるだけ本人に発言させ、対話的に指導する。
- 本人なりの解決策を考えさせ、解決に向けた支援をしていく姿勢を伝える。
- 今後の生活に向けた目標・決意を持たせる。
- 定期的な面談の実施を確認する。

※週1回程度から始め、状況に応じて間隔を空けていく。

◆留意事項

- ① 説諭にとどまらず、振り返りの時間を計画的に積み重ね、真に反省に至るよう粘り強く指導する。
- ② 加害生徒の置かれた環境や人間関係等、背景の理解に努め、加害生徒の心情も理解した上で指導する。
- ③ 加害生徒の言動をしっかりと見極め、形式的な謝罪にならないよう粘り強く説諭する。

(4) 加害生徒の保護者への対応

- 経緯の説明（事実のみを正確に伝える）。

※家庭訪問等、対面で伝えた方がよい場合は、電話で了解を得る。

※加害生徒が複数の場合は、学校で説明することも検討する。

- 今後の対応について、要望を聞き取る。

※謝罪の場の設定、定期的な電話連絡等を行う。

◆留意事項

- ① 軽微ないじめほど、保護者の納得を得られない場合がある。説明する際に「法に照らし、いじめであるかどうか」という議論に陥らないよう配慮する。あくまでも、その行為が「他者を傷つけている」という点に焦点を当て説明する。

※こうした状況を避けるために、「いじめ防止基本方針」について丁寧に説明しておくことが重要。

- ② 保護者としての怒り、失望、自責の念が生じることを理解する。保護者の気持ちが追い詰められると、防衛的あるいは攻撃的な態度となることがある。子どものよさや今後の変容への期待を伝えたり、保護者の苦勞等を認めたりしつつ対応していく。特に、加害生徒がいじめの事実を認めていない場合には、主観的な推測を挟まず、相互の事実認識を正確に伝える。

(5) 周囲の生徒への対応

- 被害生徒や保護者の意向を確認して対応する。
- 観衆や傍観した生徒に対して、問題の関係者として事実を受け止めさせる。
- 再発防止に向け、今後の対応を教師と生徒で共有する。

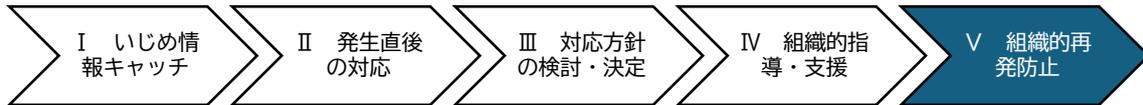
●学級全体の問題とすることが不適當な場合

- ・ 本人の秘密にしたい事象が明かされ、孤立が深まるおそれがある場合
- ・ 学級内の信頼関係、学級の自浄能力が不十分で、問題の解決にとって効果がないと考えられる場合
- ・ 本人や保護者が学校や担任に不信感を抱いている場合

いじめの解消について いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

- ① 被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、より長期の期間を設定する。
- ② いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、被害児童生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童生徒本人及びその保護者に対して、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する必要がある。学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保しなければならない。

※「解消」を急ぐことなく、組織的に十分な見守り等の支援を続けることが大切である。例えば、同じ集団の中でいじめが潜在化し、ターゲットが変わりながら継続することも考えられる。



V 組織的再発防止

(1) 対応結果等の検証

- ・ 学校いじめ対策組織を中心に、事例検討会等を通じて、発生原因を分析するとともに学校の対応等を検証する。

(2) 再発防止策の策定等

- ・ 検証結果を踏まえ、再発防止策を策定するとともに、「いじめ対応ハンドブック」（栃木県）を活用した校内研修会の実施等を通じて、教育活動の改善を図る。
- ・ 複数の教職員が、学校生活における関係児童生徒の様子を継続的に観察する。
- ・ 家庭における見守りの依頼等、保護者との連携を強化する。
- ・ 校内指導体制を点検し、必要に応じて改善を図る。
- ・ 警察等の関係機関との連絡体制等を再確認する。
- ・ 学校いじめ防止基本方針の内容を再確認し、必要に応じて見直しを行う。

いじめ防止プログラム（関連行事等）

4月	・入学式・始業式・修学旅行・PTA総会・授業参観
5月	・体育祭・1・2年見学旅行・学校運営協議会・生徒総会・校内研修（いじめ未然防止関連）
6月	・教育相談・人権講話・総体各種大会・生徒集会：教育相談個人面談
7月	・授業参観・情報モラル親子研修会・少年の主張・夏季休業事前指導・終業式・二者三者面談
8月	・学校評価（職員）・校内研修・始業式・夏季休業事後指導
9月	・創生祭準備（合唱、3学年ダンス等）・新人各種大会・校内研修（学業指導関連）・交流学习（1年）
10月	・創生祭・校内研修（人権関連）・薬物乱用防止教室
11月	・教育相談・三者面談・職場体験学習（2年）
12月	・授業参観・PTA研修会・交流学习（1年）・生徒会役員選挙・冬季休業事前指導・終業式
1月	・始業式・冬季休業事後指導・二者三者面談
2月	・立志式（2年）・3年生を送る会・校内研修（危機管理関連）
3月	・卒業式・修了式

発達支持的生徒指導
 課題予防的生徒指導

【「生徒指導提要」より】

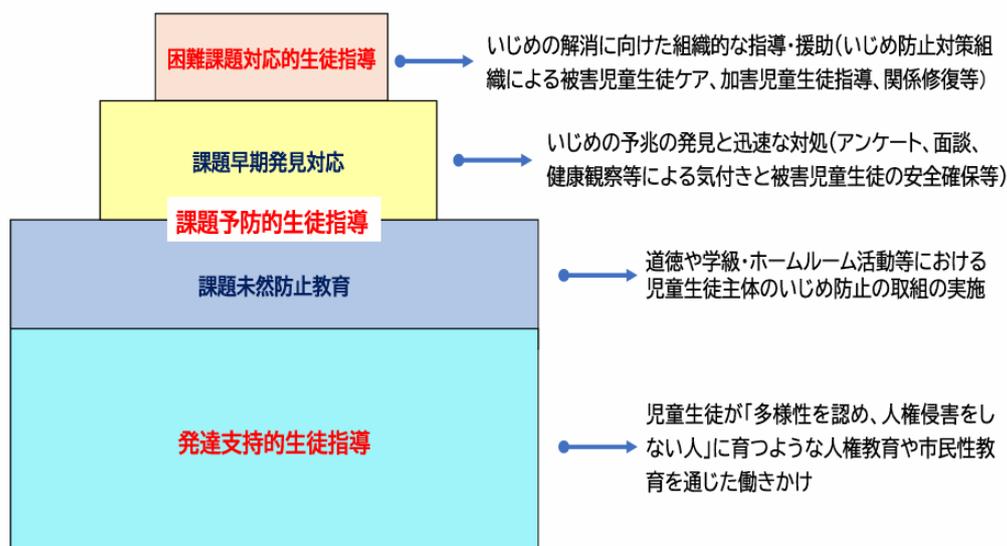


図9 いじめ対応の重層的支援構造



いじめ重大事態への対処

(1) 重大事態の発生と報告

次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに市教委の指導の下、いじめ重大事態に対処する組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき。

二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。（法第28条第1項）

学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。（法第28条第2項）

※以下、「いじめ防止対策推進法」及び「栃木県いじめ防止基本方針」、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を参考にする。

- ・ [いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日）：文部科学省（mext.go.jp）](http://mext.go.jp)
- ・ [栃木県いじめ防止基本方針](#)
- ・ [いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂版（本文）（mext.go.jp）](#)

(2) 学校における重大事態の対処

- ① 重大事態が生じた疑い又は重大事態が生じた場合は、速やかに市教育委員会に報告し「いじめ対応の基本的な流れ」に基づいて対応する。
- ② 学校が事実関係を明確にする調査を実施する場合は「学校いじめ対策委員会」において実施し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。
- ③ 調査結果は、被害生徒及び保護者に対して適切に提供する。



いじめ防止に関する資料等

【いじめ等に関する相談窓口】

- ・ [栃木県「いじめや不登校、ひきこもりなど学校生活に関連する相談窓口」](#)



- ・ [那須烏山市「相談窓口一覧」](#)



【いじめ防止に関する資料】

- ・ [いじめ防止対策推進法](#)



- ・ [【保護者向けリーフレット】知っていますか？いじめ防止対策推進法](#)



- ・ [いじめの認知](#)



- ・ [いじめの防止等のための基本的な方針【国】](#)



- ・ [いじめ防止基本方針【栃木県】](#)



- ・ [栃木県いじめ防止ハンドブック](#)



[その他国の資料はこちらから]



- ・ [児童・生徒指導に関する危機管理マニュアル作成資料（改訂版）](#)

